# 博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

甲第104号

2012

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規程による公表を目的として、 平成25年3月21日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位番号に付した甲は、学位規則第4条1項(いわゆる課程博士)によるものである。

創価大学

氏名(本籍) 松森秀幸(長野県)

学位の種類 博士(人文学)

学位記番号 甲第104号

学位授与の日付 平成25年3月21日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第1項該当

創価大学大学院学則第17条第2項 創価大学学位規則第3条の3第1項該当

論 文 題 目 - 荊溪湛然における天台法華経疏の注釈に関する研究

論 文 審 査 機 関 文学研究科委員会

論 文 審 査 委 員 主査 菅野 博史 本学文学研究科教授

委員 岩松 浅夫 本学文学研究科教授 委員 池田 魯參 駒澤大学名誉教授

## 博士論文審査および最終試験報告書(課程博士)

主查 菅野博史 本学文学研究科教授 委員 岩松浅夫 本学文学研究科教授 委員 池田魯參 駒澤大学名誉教授

博士(人文学)学位請求論文提出者

氏 名:松森 秀幸 (マツモリ ヒデユキ) (男)

生年月日:1978(昭和53)年9月1日(34歳)

論文の題目: 「荊溪湛然における天台法華経疏の注釈に関する研究」

### 1. 論文内容の要旨

本論文は序論、結論、附録、文献目録のほかに、四章から成る本論があり、A4版1ページ1600字、328ページ(400字詰原稿用紙換算約1300枚)に及ぶ力作である。 論文の構成は次のようである(細目は省略する)。

目次

序論

本研究の範囲と課題 湛然についての従来の研究 本研究の構成

#### 本論

第一章 平井俊榮『法華文句の成立に関する研究』の検証

第一節 智顗とその『法華経』注釈書

第二節 平井学説の概要

第三節 平井学説の検証

第二章 『法華玄義釈籤』の灌頂理解と吉蔵釈

第一節 『法華玄義』「私録異同」部分に対する注釈

第二節 『法華玄義』の灌頂私記部分に対する注釈

第三節 『法華玄義釈籤』における『大般涅槃経疏』引用について

第三章 湛然の法華経思想の諸相

第一節 『法華文句記』所引の「十不二門」

第二節 湛然の法華経観

第三節 湛然述『法華経大意』の研究

第四章 附論 湛然『法華玄義釈籤』の引用文献

結論

附録 「十不二門」のテキスト間の異同

文献目録

本論文の目的と主題は、中国天台宗の荊溪湛然(711-782)の天台法華経疏(智顗 [538-598] により講説され、弟子の灌頂 [561-632] によって纏められた『法華玄義』『法華文句』)に対する注釈書の研究を通じて、湛然の法華思想の一端を明らかにすることである。 湛然は、智顗、灌頂以降、勢力の衰えた天台宗を復興させ中興の祖と評価されている、中国仏教史上、中国天台宗史上、重要な人物である。 湛然の著作については、止観関係の著作以外に、『法華経』『涅槃経』に関する著作が突出して多い。 湛然は、天台の止観を解明した『摩訶止観』と、『法華経』の注釈書である『法華玄義』『法華文句』を結びつけ、これらいわゆる天台三大部を、天台宗の代表的な著作と位置づけた。そこで、松森氏は、天台法華経疏に対する湛然の注釈の研究を通じて湛然の法華経思想を解明することによって、唐代の天台宗の復興運動の実態を探ろうと目論んだのである。

各章の要旨は以下の通りである。

第一章の「平井俊榮『法華文句の成立に関する研究』の検証」では、天台法華経疏の成立に対する吉蔵(549-623)の法華経疏の影響に関する平井説の妥当性を検証している。平井氏は『法華文句』が吉蔵の『法華玄論』『法華義疏』に全面的に依拠して、それらを参照し下敷きにして執筆されたことを主張し、また『法華玄義』についても、智顗の講説に基づくものではなく、灌頂が独自に書き下ろした著作であるという可能性のあることを指摘した。

この平井説に対して、松森氏は『法華玄義』『法華文句』の一部が吉蔵の法華経疏を参照 して執筆されたという平井説の文献学的な研究成果には反論の余地はないことを認めなが らも、平井説のなかの学術的根拠の乏しい、勇み足的な推論を詳細に検討している。

第三節の「平井学説の検証」は二項に分かれ、第一項の「『法華玄義』と『法華玄論』の関係に関する平井説の問題点」では、『法華玄義』が『法華玄論』を参照して成立している事実によって、『法華玄義』という著作が「智顗の全く預り知らぬところで、全篇これ灌頂が独自に創作し、自ら書き下ろした作品」であることを論証しようとした平井説に対して、①「『法華玄義』の撰号について」、②「『法華玄義』における『法華玄論』の引用」、③「『法華玄義』巻第八と『法華玄論』巻第四の比較に関して」という三点から検証を行なっている。

- ①「『法華玄義』の撰号について」では、「天台智者大師説」という『法華玄義』の撰号について、平井氏は、『法華玄義』をはじめとする三大部が特異な著作であることが撰号によって理解できるとし、その理由として、その撰号自体が智顗の講説を灌頂が筆録したということを示唆しているからであるとした。しかし、松森氏は、このような著作は取り立てて特異なものではないことを明らかにしている。また、智顗の講説部分とされる箇所に「天台師云」や「師云」という表現が見られることについてもそれほど奇妙なことではなく、筆録者が弟子の灌頂であることを考慮すれば、智顗が講説時に一人称を用いていた場合に、「天台云」ではなく、「天台師云」と師匠に対して敬称を用いることは、むしろ当然であり、許容される範囲の修治であると主張している。
- ②「『法華玄義』における『法華玄論』の引用」では、『法華玄義』における吉蔵の著作の援用は『法華文句』に比べると格段に少ないとしながらも、『法華玄義』において吉蔵の著作が引用される例を取り上げ、『法華玄義』は智顗の講説部分とされる箇所を含め、吉蔵

の著作に依拠して成立していることを主張した平井説を検証している。平井氏がその主張の根拠として取りあげた『法華玄義』巻末の「記者私録」について、松森氏は「記者私録」はたしかに『法華玄義』が『法華玄論』の吉蔵説を参照し、これに依った例ではあるが、それはあくまで部分的であり、これを根拠に『法華玄義』が全面的に『法華玄論』に依って成立しているとは主張できないと論じ、むしろこのような「記者私録」という存在は、『法華玄義』本論部分が、あくまでも智顗の学説を忠実に再現したものであり、この中の灌頂自身による加筆部分も灌頂の意識の上では智顗の講説の理解を助ける補足でしかなかったが、「記者私録」の段は灌頂自らの責任において智顗の講説では触れられなかった異説を取りあげて、『法華玄義』全体の補足として収録したものであったと考えられると推定している。

③「『法華玄義』巻第八と『法華玄論』巻第四の比較に関して」では、灌頂が異解異説を採用する際に、参照元と考えられる『法華玄論』を大幅に改訂し、逆に意味が理解しにくくなってしまった箇所が少なからず存在している事実、またそれらの異説に対する灌頂の批評は極めて簡単なものばかりであるという事実に対して、平井氏は、灌頂が『法華玄論』を参照したことを意図的に隠蔽しようとしたと主張しているのに対して、松森氏は、灌頂の異説の引用や批評態度は、『法華玄義』の原型となった智顗の『法華経』講義において、他師の学説に対して大きな関心が払われていなかったことに起因すると指摘し、智顗の講義において異解異説が重要視されていなかったのであれば、灌頂もまたそれらの説を重要な学説として認識していなかったと推定されることを明らかにしている。また一方で、灌頂は智顗の法華経疏を当時の一般的な経典注釈書と比して遜色ないものにしようとする意図をもち、『法華玄義』の編纂過程において異解異説を多く採り入れて、博引旁証化を進めていったことは、灌頂の主眼があくまでも智顗の講義の内容の意味を明確にすることにあり、異解異説の正確な収集は二の次であったためと考えられることを明らかにしている。

第二項の「経の分科に関する平井説の妥当性」では、平井氏が『法華文句』の二経六段の分科(『法華経』を迹門と本門の二門に分け、それぞれに序・正・流通があるとする)が、智顗の講説に基づくものではなく、吉蔵の『法華義疏』に引用される諸師の科文説を下敷きにして、灌頂あるいは後代の天台宗の学者によって仮託されたものであり、内容的にできの悪いものであると批判しているのに対して、松森氏は『法華義疏』『法華文句』の分科を詳細に検討し、平井氏の批判は事実誤認に基づくところが多いことを明らかにしている。

第二章「『法華玄義釈籤』の灌頂理解と吉蔵釈」では、『法華玄義』において灌頂が撰述したことが明らかないわゆる灌頂私記部分を取りあげて、灌頂私記部分の内容とそれに対する湛然の注釈を比較検討し、灌頂の私記に対して湛然がどのような理解を示しているのかを明らかにしている。この章は三節から成っている。

第一節「『法華玄義』「私録異同」部分に対する注釈」では、『法華玄義』の灌頂による「私録異同」=追記部分についての考察を行っている。この部分は、湛然『法華玄義釈籤』の分科によれば、「雑記異聞」と、「述己推師、結前生後」とに大別されるが、前者はまた 1. 「『般若経』と『法華経』を料簡して異同を区別する」、2. 「経論における諸蔵の離合を明かす」、3. 「四教の名義の典拠を明かす」、4. 「古の五時七階の不同を明かす」という四つの段落から構成されている。

第一段落の検討では、灌頂の記述の大半が吉蔵の『法華玄論』を引用・要約したものであ

るが、湛然は吉蔵あるいは『法華玄論』について全く言及していないこと、さらに湛然が 灌頂の私説部分であると規定した部分であっても、実際には吉蔵の説からの引用である箇 所もあったことを明らかにしている。

第二段落の検討では、灌頂は、『菩薩処胎経』の八蔵と天台の八教とを会通する際に、『法華玄義』の本論部分における規定とは異なり、不定教と秘密教とを釈尊の教化の時間軸の中に組み込んで解釈していること、湛然はさらに灌頂が用いた八教の枠組みに、五部の概念を導入して整理しており、八教と八蔵の関係性をさらに体系的なものにしようとしていることを明らかにしている。さらに、湛然の論述にいわゆる「法華超八」の主張につらなる表現が確認されることを指摘しているとともに、灌頂の記述はあくまで八蔵を八教によって会通することに主眼があると考えられ、そこには『法華経』を絶対視する思想は確認できないことを明らかにしている。

第三段落の検討では、化法の四教(蔵教・通教・別教・円教)の名義の典拠に対する灌頂の記述を湛然が批判していること、つまり湛然が灌頂の説に敬意を払いつつも、無批判に その説を正当化しようとする態度は取っていないことを明らかにしている。

第四段落の検討では、この段落が多く現行の浄影寺慧遠の『大乗義章』衆経教迹義の文と一致していること、湛然はこの段落に対して分科を付すのみで、特別な注釈を付していないこと、湛然が灌頂の私記部分と定めた箇所の一部は『大乗義章』の説と一致していること、つまり湛然が『大乗義章』からの引用部分と灌頂の私説部分とを混同するという間違いを犯していることを指摘している。

湛然の注釈は、自身が強調したい教理的問題に関しては、積極的に灌頂の説を用いて自 説を展開しているが、記述の意図が明らかでない灌頂の説については批判的に注釈してお り、湛然の注釈に天台宗第二祖としての灌頂の学説を絶対化・正当化しようとする意図は 確認できないこと、そして同時に、「私録異同」の多くの箇所が他書からの引用で構成され ているという事実を湛然が看過していたことを明らかにしている。

第二節「『法華玄義』の灌頂私記部分に対する注釈」では、『法華玄義』において灌頂が 『法華玄論』を参照したことが明らからな宗に関する十二の異説に対する灌頂の批評を取 りあげている。『法華玄論』と『法華玄義』を詳細に比較検討し、灌頂が『法華玄論』から どのように異説を用いたのかという実態を具体的に明らかにしている。

次に『法華玄義』が『法華玄論』を参照した部分に対する湛然の注釈態度について明らかにしている。『法華玄義釈籤』はこれらの箇所を注釈する際にまったく『法華玄論』に言及することはなく、内容に関しても『法華玄論』を参照した形跡はみられないこと、このような態度は『法華玄義釈籤』だけに限った話ではなく、『法華文句記』や唐代の天台系法華文句注釈書においても同じく見られ、さらに基の『法華玄賛』にも『法華玄論』を参照した形跡がないことから、『法華玄義釈籤』において湛然が『法華玄論』に言及することがないのは、湛然が『法華玄論』を意図的に無視したというような湛然個人の事情に起因するのではなく、唐代中期までには吉蔵の法華経疏=『法華義疏』との認識が浸透するのに伴って、一般的に『法華玄論』を参照することがなくなっていたか、あるいは『法華玄論』が流布した範囲が限定的であり、時代とともに顧みられることがなくなっていったという時代的要因に起因している可能性が高いことを明らかにしている。また、湛然の異説に対する態度についての特色をいくつか明らかにしている。

第三節「『法華玄義釈籤』における『大般涅槃経疏』引用について」では、灌頂と湛然の比較研究の一つとして、『法華玄義』における『大般涅槃経疏』の引用箇所を網羅的に考察している。『法華玄義釈籤』において『大般涅槃経疏』が引用されるのは、『大般涅槃経』が引用された場合であることから、湛然が『大般涅槃経』の注釈書として『大般涅槃経疏』を重視していたこと、一方で、『大般涅槃経疏』単独での引用は確認できず、また『大般涅槃経』の引用頻度に比べると『大般涅槃経疏』の引用頻度はかなり低いものといえること、湛然が『大般涅槃経疏』に『大般涅槃経疏』の引用頻度はかなり低いものといえること、湛然が『大般涅槃経疏』に下大般涅槃経疏』の引用態度からは、湛然が『大般涅槃経疏』に対して独自のコメントや、異論、反論といったものを提示していないことから、『大般涅槃経』の研究において湛然は灌頂の学説を非常に重んじていたことを明らかにしている。

第三章「湛然の法華経思想の諸相」では、湛然の法華経思想を解明するために、次の三 節を設けて考察を進めている。

第一節「『法華文句記』所引の『十不二門』」では、『法華文句記』に引用・言及される「十 不二門」を取りあげ、「十不二門」が引用された『法華文句記』の内容と「十不二門」との 思想的関連性を検討している。「十不二門」は理の強調がみられることはすでに先学によっ て指摘されているが、松森氏は『法華文句記』所引の「十不二門」の中にも理が強調され ていることを明らかにしている。『法華文句』の方便品の品題を解釈する箇所に対する『法 華文句記』に出る「具如不二十門所説」と「十不二門」の関係性を理解するために、『法華 文句』において後に「十法」として提示される「十双」、すなわち事理・理教・教行・縛脱・ 因果・体用・漸頓・開合・通別・悉檀に着目し、それら各項目に見出される「権」・「実」 の「権」を『法華文句記』は「即実而権」と理解していることを指摘し、ここに示される 権実の関係は、「実」を中心として「権」がそれに相即するという縦列的・一方向的な相即 関係であることを明らかにしている。また「具如不二十門所説」に関連する『法華文句記』 の記述には、「本迹雖殊、不思議一」という言葉が引用されていることに着目し、同じく「本 迹雖殊、不思議一」という言葉が多く引用される『法華玄義』とそれに対応する『法華玄 義釈籤』の議論を検討して、『法華玄義』には本から迹、迹から本という双方向的な相即関 係が提示されていたものが、『法華玄義釈籤』においては理によって事が位置づけられると いう一方向的な相即関係のみが示されていること、このような関係性は『法華玄義釈籤』 のみに限ったことではなく『法華文句記』においても同様のことがいえること、湛然の不 二に関する基本的な発想には、差別相としての「事」を超越し、無差別の「理」に帰結さ せるという理解が反映されていることを明らかにしている。

第二節「湛然の法華経観」では、主に『法華玄義釈籤』、『法華文句記』を用いて湛然の教判論を解明し、また同時に、その教判論が湛然の実際の宗教運動として、『法華経』を中心とした教義と実践を確立する思想運動を導き、それがどのように自派の正統性の確立に採用されていったのかという問題を考察している。具体的には、『法華経』を他の経典とは別格の経典として扱う、いわゆる「法華超八」といわれる思想について、その具体的な思想内容を解明している。また、湛然が超八の思想を展開しながら、他者批判を行っている箇所に注目し、他者とは法蔵(643-712)と慧苑(673?-743?)を指すであろうと推定している。湛然にとって、自分(自派が)が、仏教において最も優れた経典であると捉える『法

華経』と、その正しい実践思想であると捉える「天台(止観)法門」を提唱した智顗の二つに連なる正統な存在であることを証明することが最大の目的であり、当時の湛然の一派は地域的にも思想的にも周辺的な位置づけがなされていたために、そのような正統性の主張をしなければならなかったことを明らかにしている。

第三節「湛然述『法華経大意』の研究」では、湛然の著作として伝えられる『法華経大意』について総合的に考察している。本書は『妙法蓮華経』を概説したものであり、その構成は、『法華経』二十八品を一品ずつ取りあげ、はじめに四六駢儷体を用いて品の大意を述べ、次に品の名称について字義的な解釈を加え、最後にその品のおおまかな分科を提示するという内容である。本書は「天台宗」という語を最初に使用した文献として言及される一方で、古来より湛然の著作ということについて疑問が持たれ続けている文献である。松森氏は、『法華経大意』の「大意」「釈名」「入文判釈」を綿密に検討し、いずれの段においても、湛然の著作とすることが疑わしいことを明らかにしている。また、本書にはいくつか日本的な漢文のあることを指摘し、日本成立の可能性を示すものとして注目されることも指摘している。

第四章「附論 湛然『法華玄義釈籤』の引用文献」では、附論として『法華玄義釈籤』において言及される引用文献の状況を調査し、その中の特徴的な文献を取りあげて考察している。『法華玄義釈籤』の引用頻度の高い経典は、『法華経』『大智度論』『涅槃経』『般若経』であること、これは『法華玄義』におけるこれらの経論の引用頻度がそのまま反映したものと考えられること、『法華玄義』と比較した場合に、『法華玄義釈籤』では上記の四つの経論以外にも、『華厳経』(60 巻本・80 巻本)『阿毘曇毘婆沙論』『阿毘達磨倶舎論』といった経論の引用頻度が高いこと、中国の外典の引用が多いことが明らかにされている。

#### 2. 論文審査の要旨

第一章「平井俊榮『法華文句の成立に関する研究』の検証」について。平井氏の著作は、『法華文句』や『法華玄義』の成立において、吉蔵の法華経疏、その中でも特に『法華玄論』を参照して撰述されたということを緻密な文献学的研究に基づいて明らかにしたものであり、日本の天台教学の研究に深刻な衝撃を与えた。その後、藤井教公、堀内伸二、菅野博史らが平井説に対して部分的に批判的な研究を発表したが、松森氏はこれら先行研究では触れられていない平井説の問題点を詳細に検討し、平井説の成立の根拠に少なからざる事実の誤認があること、自ら立てた仮定をその前提・根拠として、そこからさらに大胆な自説を展開した言い過ぎとも取れる主張をしていることを明らかにし、平井俊榮氏の説に対しておおむね妥当な批判を試み、一定の学術的価値のある成果を提示した。

第二章「『法華玄義釈籤』の灌頂理解と吉蔵釈」では、湛然の『法華玄義釈籤』を材料として、第一に灌頂に対する湛然の態度を明らかにし、第二に吉蔵の『法華玄論』における『法華経』の宗旨に関する異説を灌頂が具体的にどのように利用しているかを明らかにし、さらにその部分に対する湛然の注釈を通じて、湛然の誤解の実態や湛然が『法華玄論』の存在を知らなかったことなどを明らかにし、第三に『法華玄義釈籤』における『大般涅槃経疏』の引用の研究によって、『涅槃経』研究において、湛然が灌頂の注釈を重視していたことを明らかにした。『法華玄義釈籤』の部分的な研究ではあるが、湛然の灌頂に対する態度・評価という新しい問題意識に基づく一定の意義のある研究を果たしたといえる。

第三章「湛然の法華経思想の諸相」では、湛然の法華経観をいくつかの視点から明らかにした。第一節では、湛然における理の強調は、智顗のいう事理の双方向的な相即関係を無視していたわけではなく、それを踏まえた上での思想的な展開であったこと、その主張は最終的には「一なる理」という理の強調として展開されていること、『法華文句記』においては、「常住の理」というように、理の強調から、理の観念化・絶対化という方向への力点の変化を見出すことができることなどを明らかにして、湛然の思想的な特色の一端を明らかにした。第二節「湛然の法華経観」では、湛然の教判、とくに『法華経』を絶対視する、いわゆる「超八」思想について解明した。第三節「湛然述『法華経大意』の研究」は、湛然の著作と伝えられる『法華経大意』の真偽問題について綜合的な研究をなし、偽撰であるとの結論を出し、学術的意義の高い成果を上げた。湛然の法華経観については、さらに広い視点からの解明が期待されるが、十分に新しい研究成果を示したといえる。

本論文は、先行研究に十分な目配りをしながら、おおむね妥当で堅実な論述をしている。また、引用漢文には原則的に現代日本語訳を付しており、松森氏の中国仏教に対する文献学的研究の力量を示すものである。松森氏は、「湛然法華経思想的展開―以《法華玄義釈籤》為中心」によって、2012年6月に中国人民大学より哲学博士の学位を取得している。中国人民大学に5年間留学し、現代中国語を習得するとともに、現代の中国仏教学の研究成果も活用している。今回の論文は中国人民大学に提出した論文と一部は重複するものの、分量的には二倍の量のある独立した論文である。その努力は称賛に値すると思われる。湛然の著作量は多く、その全体像の研究は至難の業である。従来の研究者も、その一部を解明しただけである。そのような意味では、本論文も湛然思想の一部を明らかにしただけではあるが、従来の研究を一歩進めた学術的な価値を有する研究となっている。博士論文として十分な内容であると判断する。

今後は、湛然の他の多くの著作を継続して研究し、さらに広い視野から湛然思想の解明 に取り組むことを期待したい。

#### 3. 最終試験の結果

2012年12月17日、午後3時より文系 C 棟一階会議室において、最終試験を兼ねた公開発表会を行なった。出席者は審査委員 3 名と論文執筆者(学位申請者)のほか、若干名の教員、大学院生であった。論文執筆者による論文の概要説明の後、出席者からさまざまな質問が提出されたが、論文執筆者はおおむね妥当な解答を与えた。

公開発表会終了後、最終審査委員会が開催され、同委員会は、本論文が湛然思想の研究において学問的に貢献するところ多大な学術論文であることを評価し、論文執筆者は、博士(人文学)の学位を受けるのに適格であると認め、合格と判定した。